

地域公共交通計画策定に至る 検討経過について

令和6年6月21日(金)

大島町地域公共交通活性化協議会

地域公共交通計画とは

- 地域の**持続可能な**移動手段を確保するため、地方公共団体が中心となり、交通事業者や住民等の関係者と協議しながら作成する計画
- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」の役割。
- 「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、関係者等との個別協議を重ねて作成。
- 根拠法：地域交通法(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律)

大島町地域公共交通活性化協議会とは

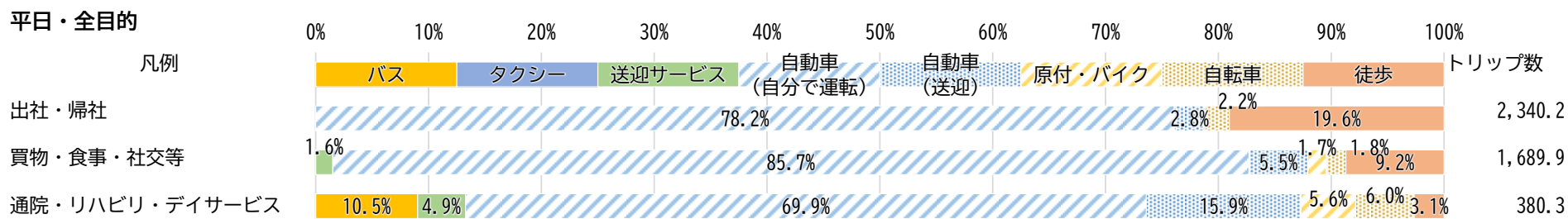
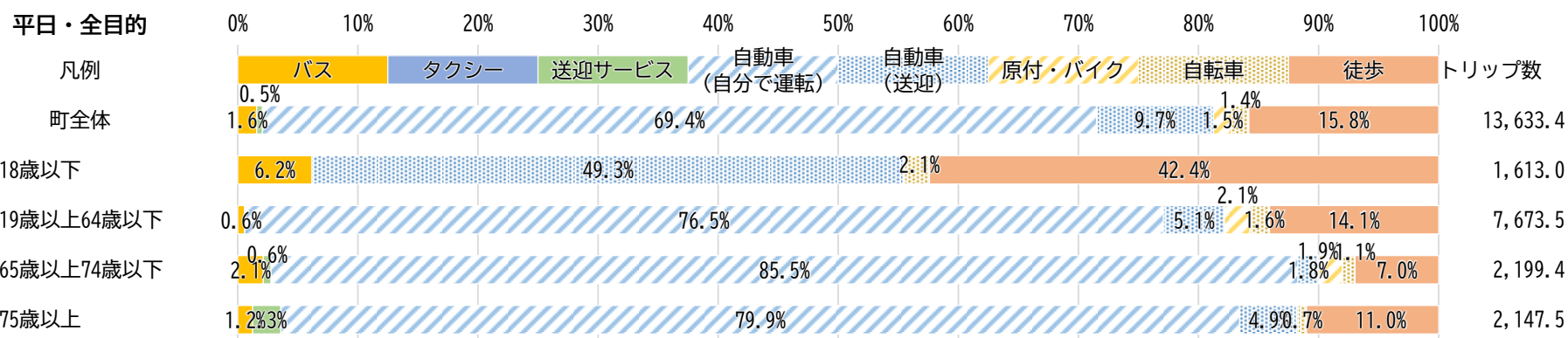
- 道路運送法及び地域交通法にもとづき位置付けられる
会議体(法定協議会)
- 地域公共交通計画の作成・変更及び実施に関し必要な
協議を実施
例えば・・・
 - 地域公共交通の将来像について
 - 地域公共交通の運行について
 - 地域公共交通の利用促進について
- 委員は参加応諾義務あり
- 協議結果は参加者の尊重義務あり
- 協議会主体で事業実施可

大島町における検討経過

- 令和4年度：計画策定に係る基礎調査を実施
 - 町民アンケート調査の実施
 - 事業者ヒアリングの実施
 - 中学生ワークショップ、移住者ワークショップの実施
 - 路線バス乗降記録調査の実施
 - 令和5年度：計画策定に係る各種検討を実施
 - 基本方針や目標、評価指標の検討
 - 施策・事業の検討
- ⇒ 令和5年度は計3回の法定協議会で議論

交通を取り巻く状況

- ・移動に占める自家用車分担率は約8割
- ・18歳以下も約5割は「**送迎**」で移動
- ・路線バスの分担率は約2%

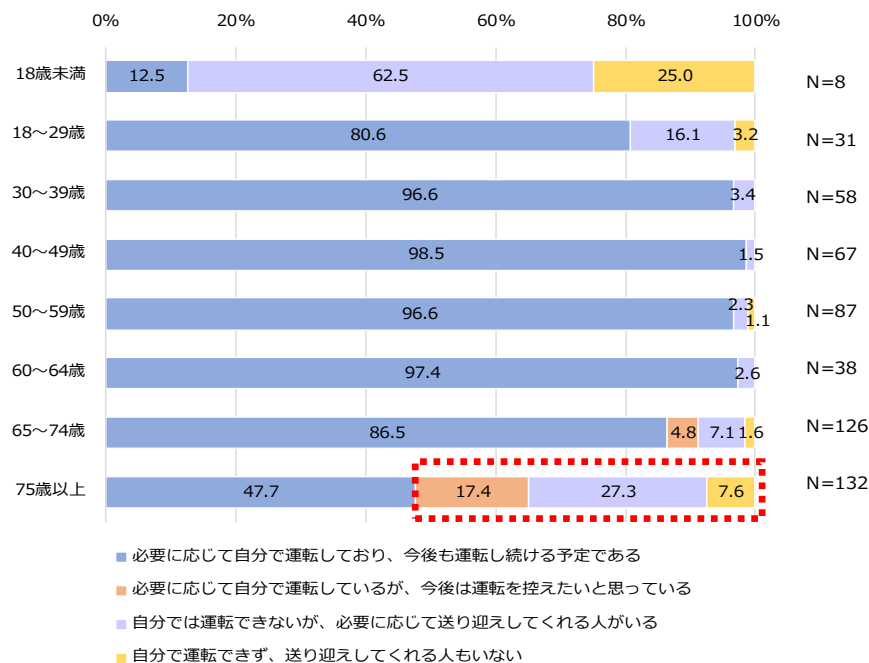


資料：ミニパーソントリップ調査(令和5年実施)

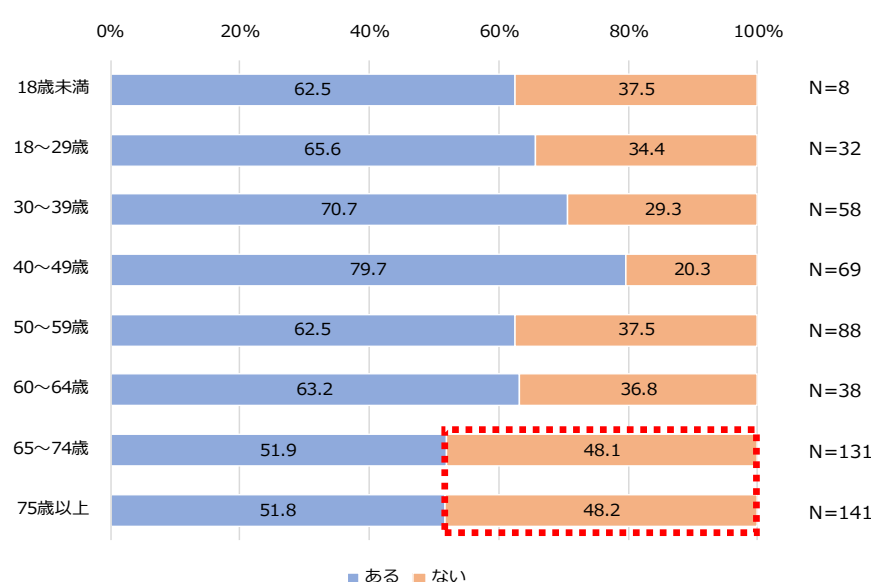
交通を取り巻く状況

- ・高齢者では、運転を控えたいという意向
- ・運転できない高齢者や、運転できず送迎してくれる人もいない高齢者が75歳以上で高い割合
- ・65歳以上で、**代替手段がないと回答する割合が5割**

移動の現状や見通し



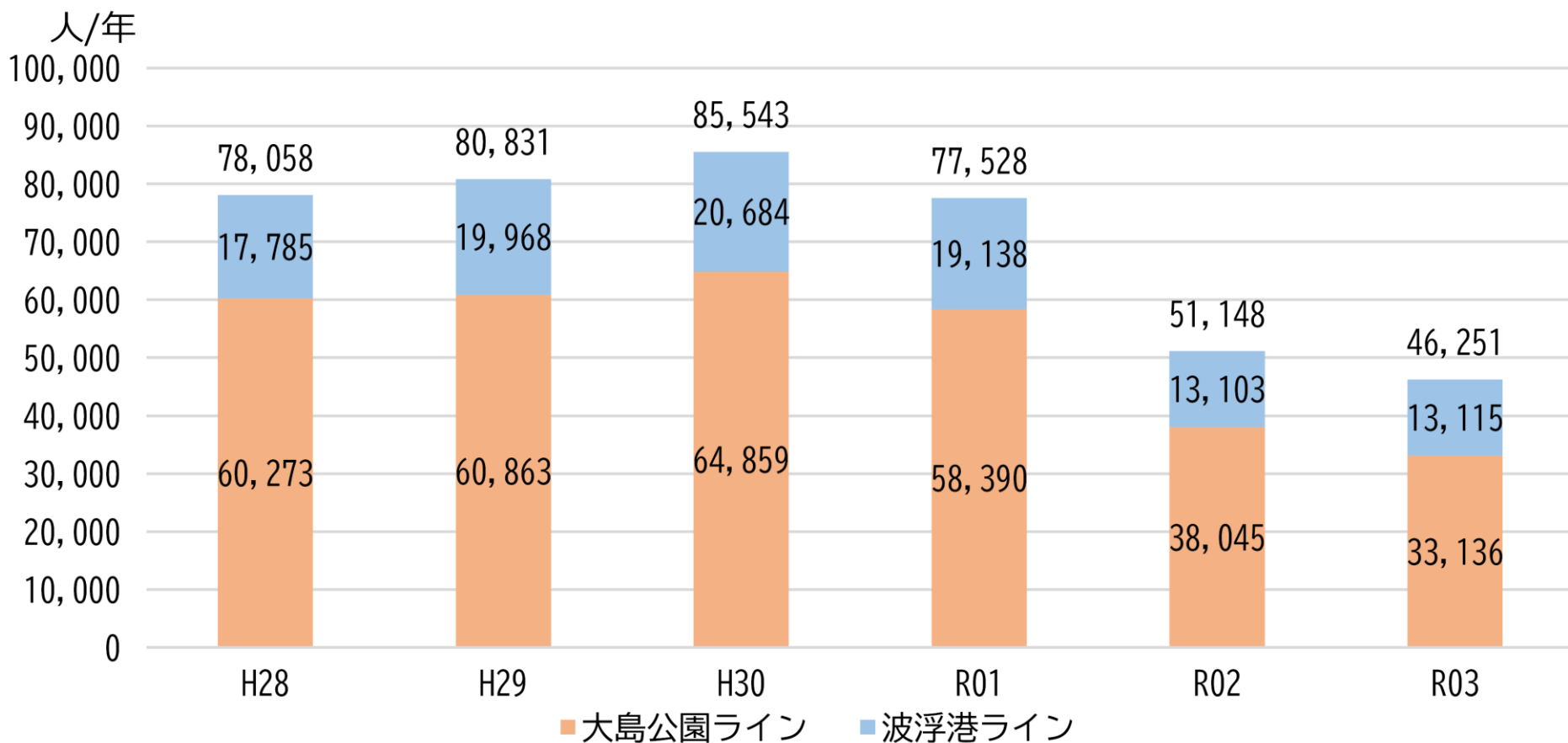
公共交通以外の代替手段



資料：町民アンケート調査(令和4年実施)

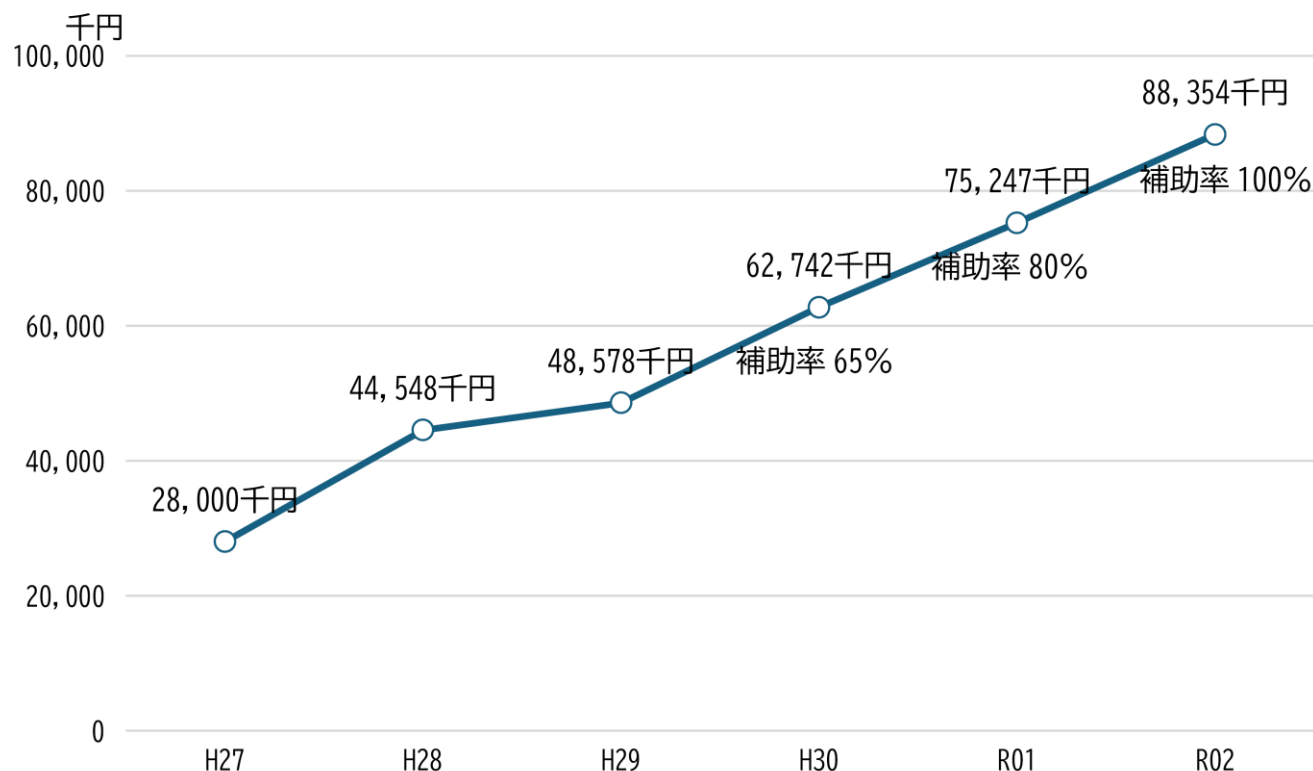
交通を取り巻く状況

- ・路線バス利用者数は減少



交通を取り巻く状況

- 生活路線の維持のために、大島町から大島バスに対して補助を実施⇒令和2年は8,800万円



※大島公園ライン、波浮港ラインの2路線について、下記計算式より算出

$$(\text{町補助基準額}) = (\text{年間実績経費}) - (\text{対象経費収入額})$$

※補助額については、町補助基準額に年ごとに協議で決定した補助率を乗じて算出

大島町の地域公共交通を取り巻く環境

課題1 観光繁忙期と観光閑散期での移動需要の変動への対応が必要

- 観光繁忙期の多客状況に対応できるサービスが必要
- 観光閑散期の非効率な輸送状況を改善する必要

課題2 日常の需要に対応した使いやすい移動サービスが必要

- 島外連絡交通（航空機、船舶）や町内移動に対応したダイヤ調整が必要
- 通院や買い物などの日常利用ニーズにあった運行ネットワークが必要
- 町内の移動に関する取組みの整理が必要

課題3 来島者も利用しやすい交通環境整備が必要

- 不足する移動手段への対応が必要
- 観光来訪における移動需要への対応が必要
- 移動サービスにおけるキャッシュレス決済等への対応が必要
- 町内の移動手段に関する来島者への情報提供が必要

課題4 自動車以外の交通手段の利用促進が必要

- 免許返納者の公共交通による移動手段の確保が必要
- 町民のライフスタイル・移動実態にあった移動サービスが必要
- 公共交通の利用促進に向けた町民の意識の醸成が必要

大島町地域公共交通計画の全体像

課題 1 観光繁忙期と観光閑散期での移動需要の変動への対応が必要

- 観光繁忙期の多客状況に対応できるサービスが必要
- 観光閑散期の非効率な輸送状況を改善する必要

課題 2 日常の需要に対応した使いやすい移動サービスが必要

- 島外連絡交通（航空機、船舶）や町内移動に対応したダイヤ調整が必要
- 通院や買い物などの日常利用ニーズにあった運行ネットワークが必要
- 町内の移動に関する取組みの整理が必要

課題 3 来島者も利用しやすい交通環境整備が必要

- 不足する移動手段への対応が必要
- 観光来訪における移動需要への対応が必要
- 移動サービスにおけるキャッシュレス決済等への対応が必要
- 町内の移動手段に関する来島者への情報提供が必要

課題 4 自動車以外の交通手段の利用促進が必要

- 免許返納者の公共交通による移動手段の確保が必要
- 町民のライフスタイル・移動実態にあった移動サービスが必要
- 公共交通の利用促進に向けた町民の意識の醸成が必要

柱 1 広域ネットワークを担う交通サービスの維持・確保

- 住みやすい快適なまちづくりに資する広域ネットワークの維持・確保
- 若者がUターンしやすい環境の一環としてのネットワーク

柱 2 町民の生活や観光需要に対応したフィーダー交通の再編

- 安心して暮らせる環境を作るためのフィーダー交通の再編
- 観光需要に対応した移動手段の確保

柱 3 誰にでも分かりやすく使いやすい交通サービスの確立

- 分かりやすい情報提供
- 利用しやすい交通サービスの提供

柱 4 自動車以外の交通手段も利用する新しいライフスタイルやツーリズムの推進

- 自動車にばかり頼らないライフスタイルの推進
- レンタカー以外を活用したツーリズムの推進

1. 移動需要に合わせた町内の交通ネットワーク再編

【重点】①通学需要に合わせた運行ダイヤ・ルート等の再編 ★

【重点】②バス・タクシー・スクールバス・移動送迎サービス等の複数の交通手段の連携による需要に応じた交通ネットワークの確保 ★

2. ラストワンマイルの移動手段の確保

① まちづくりと交通ネットワークの連携強化

3. 生活や観光行動に対応した新たなモビリティの検討

- 生活ニーズに対応した移動手段の提供
- 主要な観光施設を周遊する観光モビリティの導入 ★
- コミュニティサイクルや電動キックボードの活用検討

4. 福祉輸送等の確保

- 福祉や医療分野で実施している移動サービスの維持・確保・改善
- 支え合い交通の持続可能な体制の確保に向けた自家用有償運送等の検討
- 公共交通等の利用を促すチケット等の配布

5. 誰もが利用しやすい交通サービスの導入・推進

- キャッシュレス対応サービスの導入・推進
- 経路検索サービスでの情報提供サービスの導入・推進
- バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した車両の導入・推進

6. モビリティ・マネジメント実施

- 公共交通案内の充実
- バスの乗り方教室の実施
- 公共交通の利用促進につながる取組みの実施
- エコツーリズム等の推進

※★は非繁忙期・繁忙期を考慮した施策検討を想定